# 特記仕様書

市立四日市病院救命救急センターナースコール設備改修工事

令和7年度

市立四日市病院

#### 第1章 総 則

# 第1節 共通事項

- 2. 施工は、特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書に準ずることとする。
  - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年度版)
  - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4度版)
  - ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年度版)
- 3. 受注者は、工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 5. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
- 6. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すものとする。
- 7. 施工にあたっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- 8. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
- 9. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の請負施工者等と相互に協力し、施工すること。
- 10. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
- 11. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用 運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- 12. 施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
- 13. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
- 14. 受注者は、施工に際し発注者施設から供給する電力、水を使用できるものとする。但し、現場において既設設備から供給可能な範囲とする。
- 18.公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施行体制台帳の写しを提出するものとする。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
- 19. 資材購入及び工事の一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業

者を優先させるものとする。

- 20. 受注者は、施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 21. 当院敷地内(院外駐車場含む)は、すべて禁煙とする。
- 22. 本工事のための駐車場は、外来駐車場(料金は、受注者負担)とする。荷下ろし等については、担当職員と打合せする。

# 第2節 提出書類

- 1. 主要資機材納入仕様書、施工図 1部
- 2. 工事写真 1部
  - ①着手前、施工中、完成時および材料写真とし、隠蔽・地中埋設等により据付後状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。
  - ②写真はA4版に整理の上、写真内容を解説すること。
- 4. 完成図 3 部
  - ①主要資機材仕様書
  - ②施工図
  - ③検査試験成績表
  - ④取扱説明書その他必要なもの

### 第3節 注意事項

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

- 2. 暴力団等不当介入に関する事項
  - (1)契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
  - ①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
  - ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
  - ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入

札参加資格停止等の措置を講ずる。

# 3. 障害者差別解消に関する事項

- (1)対応要領に沿った対応
  - ①この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
  - ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
  - (2) 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

### 第2章 ナースコール設備

#### 1. 工事目的

本工事は、ナースコール設備の老朽化に伴い、更新するものである。将来、医療機器警報(生体モニター、人工呼吸器)と接続できるものであること。

- 2. 工事内容
- (1)機器設置、相互の接続、それに伴う配線工事一式を行う。端子、付属ケーブル等も用意すること。
- (2) 病室内配線は原則として既設配線流用可能とする。
- (3) 通信幹線は新規敷設とする。EM-UTP ケーブルは指定色とする。
- (4) 親機は既設親機と新設親機を工事期間中併用し、長時間ナースコールが使用できないベッドを発生させないこと
- (5) ナースコールを停止する場合は、最小単位で短時間とする。
- (6) 周辺機器は適宜、指定の場所へ収容すること。操作手順書(日本語版)を用意するとともに、使用者を対象とした操作説明を行う。
- 3. 作業日程

病院スタッフとの打合せにて決定した日時に作業を実施すること。なお、工事による患者への負担を極力考慮する。

- 4. システム要件
- 4.1. ナースコール
- 4.1.1. ナースコール設計
- (1) ナースコール親機
- a) 通話単位
- ・ 1 ベッド 1 チャンネル方式 (ベッド毎の通話)とする。
- b) ハンディーナース
- ・ PHS を使用できるものとする。また、将来スマートフォンを導入できるシステムを構築していること。
- c) 親機呼出音量
- ・ 夜間には睡眠中の患者様に配慮し、ナースコール呼出音や通話音量を自動的に調整可能なこと。
- d) チームナーシング
- ・ ナースコール連動 PHS は担当の患者の呼出のみ受けるチームナーシング機能を有すること。 また一定時間後に他の PHS へ順次呼出をスライドさせられること。
- ・ 時間帯別の設定が出来ること。また、現在どのモードかを判断できるような表示が親機の液 晶画面になされていること。
- e)ガイダンス機能
- ・ 日勤帯と夜勤帯の切替は、自動機能を有すること。

- (2) 個別情報廊下灯
- a) 病室
- ・ 復旧操作は復旧ボタンにて対応すること。
- ・ 呼出表示灯は、緊急度もあわせて3色以上で有ること。
- b) 共用部
- ・共用部の廊下には代表廊下灯と復旧ボタンを採用すること。
- c) 3 色廊下灯

呼出種別を目的として、天井に3 色に発光する廊下灯を採用すること。

- (3) ナースコール子機
- a) ベッドサイド子機
- ・握り押ボタンコードの断線防止機能を有すること。又、機能向上のため中継コード付とすること。
- ・コンセントは、子機の差込口の機能を有していること。
- ・同時通話であること。
- b) 握り押しボタン
- ・押ボタン部に常夜灯機能を有し、呼出時は明るく点滅し、光と音で呼出確認が可能で有ること。また、常夜灯は個別に手動及び自動で ON・OFF 操作可能で有ること
- (4) 電話交換機連動 (PHS 連動)
- ・ 電話交換機と連動し、ナースコールの呼出を PHS 端末へ着信できること。
- ・ 通話状態になると、ナースステーションのナースコール親機や他の PHS 端末の呼出音は停止すること。
- ・ PHS の鳴り分け設定によりチームナーシング呼出が可能なこと。
- ・ PHS 端末保持者と看護師を関連付けられることにより、担当の看護師の PHS のみが鳴動する設定が可能なこと。
- 5. その他
- (1) 本仕様書に明記していない事項で工事の性質上当然必要なものは協議の上、その指示に従い施工すること。
- (2) 工事施工に伴い既存部分の仕上げと不整合が生じた場合には、極力既存に合わせた仕上げを行い最終完成時の姿に統一感をもたせたものとすること。
- (3) 施工にあたっては、病院側と十分な協議と連絡調整を行うこと。
- (4) 資材搬入ルートは限定し、騒音は極力抑え、埃の散乱を防止すること。
- 6. 施工上の注意事項
- (1) 工事施工に当たっては事前に監督員と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工の都度、確認を受けること。
- (2)工事に必要な機器を持ち込んで使用する場合は、事前に監督職員に了解を得ること。なお、必要な光熱水は既設設備から可能な範囲での支給とする。
- (3)更新前の既設機器については撤去搬出し、適正処分すること。





